

仰星ニュースレター

## ワンポイント会計基準

### vol. 33 有価証券の保有目的区分の変更

3月29日に最終取引日となった2012年度の東京株式市場では、日経平均株価が23%上昇し、3年ぶりの上昇率を記録しました。一方、債券金利は下落傾向にあり、金利下落を受けて債券価格が上昇することにより、当初は満期まで保有する意図で購入した債券も、満期前に売却することがあるかもしれません。

今回は、有価証券の保有目的区分の変更のうち、「満期保有目的の債券」から「売買目的有価証券又はその他有価証券」への振替について、留意する事項とその考え方に焦点を当てたいと思います。

有価証券の保有目的区分は、正当な理由がなく変更することはできません（指針80項）。

では、満期保有目的の債券に分類された債券について、その一部を他の保有目的区分に振り替えたり、償還期限前に売却を行った場合、どのような処理が必要になるでしょうか。

この場合、以下のような処理が必要になります。

- (1) 満期保有目的の債券に分類された残りのすべての債券について、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券又はその他有価証券に振り替えなければならない（指針83項）。
- (2) 保有目的の変更を行った事業年度を含む2事業年度においては、取得した債券を満期保有目的の債券に分類することはできない（指針83項）。
- (3) 変更時の償却原価をもって振り替える（指針84項）。

満期保有目的の債券の分類は、取得当初の意図に基づくものであるため、この場合上記(1)、(2)のような制約が設けられている点に留意が必要です（指針281項）。

ただし、債券の発行者の信用状態が著しく悪化した場合など、当該債券を保有し続けることによって不利益を被ってしまうことも考えられます。そのような例外的な場合については、一部振替又は売却を行っても、残りの満期保有目的の債券について、満期まで保有する意思を変更したものとされません（指針 83 項参照）。

※指針：会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」

(2013/4/8 号より)